Question

7

# 役員退職金の支給

# **Q.** 役員退職金の決め方、支給形態にはどのようなものがあるか?

**要旨** 役員退職金の決定は「功績倍率法」によることが一般的ですが、功績倍率法をそのまま適用した結果、貢献度に対し役員退職金が低額になる場合には、臨機応変に対応することが必要です。ただし、不相当に高額にならないように注意しなければなりません。また、役員退職金は税務上の論点になることも多いため、税務対応も考えながら支給を検討する必要があります。

## 解説

### 1. 役員退職金の対応

分掌変更時に役員退職金を支給せず、代 表取締役だった役員が、退職直前には非常 勤役員だった場合に、最終報酬月額が極め て低い場合があります。このような場合、 最終報酬月額を基礎とした功績倍率法では、 貢献度に対して役員退職金が低くなってし まうため、実務においては、在任期間にお けるそれぞれの年度の報酬月額にその時の 功績倍率を掛けた金額を積み上げて計算し、 妥当性を検討して支給することもあります。

さらに、創業者など会社の発展に特に貢献した場合には、役員退職金の約30%を 上限に功労加算金を支給することも検討します。

また、役員が在任時に死亡した場合には、 通常の役員退職金に加えて、報酬の半年分 (業務上の死亡の場合には3年分)を目安 として、死亡弔意金を支給することも検討 します。

### 2. 役員退職金の税務上の注意点

①分割払いした場合の費用の算入時期(会

社)

会社の資金繰り等の関係で役員退職金を 分割払いにした場合には、その退職金の費 用の算入時期は、原則として株主総会の決 議等によって具体的に確定した事業年度に なります。この場合には、確定した事業年 度において、役員退職金の総額を未払金と して費用計上することになります。ただし、 確定した事業年度において総額を費用計上 せず、支給した事業年度において支払金額 を費用とすることも認められています。

②在任年数5年以内の役員退職金(個人)

退職金は税務上優遇されており、退職金に対する課税は、退職金額から退職控除を差し引き、残額の1/2に課税することとされています。ただし、勤続年数が5年以下の役員に対しては、残額の1/2とする措置がないため注意してください。

#### ③退職所得控除額

退職所得控除の計算は以下の通りです。 退職所得控除以下の退職金の金額には課税 されません。

勤続年数 (= A)	退職所得控除額 (20年で40万円20年超は70万円)
例・25 年	40 万円× $20$ 年 + $70$ 万円× $(A$ $(25) - 20$ 年) = 1,150 万円







# 役員退職金支給時の留意点

## <ご提案のポイント>

- ・役員退職金は、定款の定めがなければ株主総会で決議しなければなりません。
- ・役員退職金の支給について、支給額、支給時期、支給形態が妥当でなければ、税務 上の損金として認めらない可能性があるため注意が必要です。

### 1. 役員退職金の支給手続き

役員は、株主からの委任を受けて会社経営を行います。そのため、会社に貢献した役員に対し退職時に支払う役員退職金は、定款に定めがない場合には、株主総会において決議しなければなりません。株主総会では、役員退職金の実際の金額や具体的な算定方法を明らかにして決議する必要があります。しかし、実務では、株主総会で取締役会に一任する決議を行うことも多く、取締役会に一任する場合には、取締役会独自で決定するのではなく、株主総会で決議された役員退職金規定に基づき支給することになります。

### 2. 役員退職金の支給額

役員退職金の適正額は、「功績倍率法」によることが一般的です。功績倍率法の役員退職金は、以下の算式により計算します。

役員退職金=最終報酬月額×在任年数×功績倍率(+功労加算金)

その他、類似法人の役員退職金の1年あたりの退職金額に勤続年数を乗じて算定する「1年あたりの平均額法」もありますが、基礎データを収集するのが困難なため、あまり採用されていません。

### 3. 役員退職金の支給時期

役員退職金の支給時期は大きく分けると、以下の3つになります。それぞれの場合で支 給可能額や要件が異なるため、注意が必要です。

①役員が退任した時	通常の役員退職金の支給
②役員が死亡した時	通常の役員退職金に加えて死亡弔意金の支給が可能
③役員の分掌変更があった時	経営の主要な地位から実質的に退くことが要件

### 4. 支給形態

役員退職金の支給形態は大きく分けると、以下の3つになります。それぞれの場合で支 給可能額や要件が異なるため、注意が必要です。

①一括支給	現預金で退職時に一括支給
②分割支給	総額、分割回数、各支給時期、各支給額を決めておけば可能
③現物支給	支給する現物の時価評価した金額が支給額となる(土地、保険証券)



